危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第８条第１項第21号並びに道路法（昭和27年法律第180号）第46条第３項並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の12及び第19条の13の規定に基づき、下記のとおり、危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行を禁止し、又は制限しますので、道路法施行令第19条の15及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第４条の10の規定により公示します。

平成22年11月18日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

記

1　危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネル及びこれに類するトンネルの名称及び箇所

次表のとおり

名　　称	箇　　所
関越トンネル（高速自動車国道関越自動車道新潟線）	群馬県利根郡みなかみ町阿能川字本谷から新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽字古屋敷まで
東京湾アクアトンネル（一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路））	神奈川県川崎市川崎区浮島地先から千葉県木更津市中島地先まで
恵那山トンネル（高速自動車国道中央自動車道西宮線）	長野県下伊那郡阿智村智里から岐阜県中津川市神坂字兼好屋敷まで
飛騨トンネル（高速自動車国道東海北陸自動車道）	岐阜県飛騨市河合町保字栗谷から岐阜県大野郡白川村大字荻町字上町山まで
袴腰トンネル（高速自動車国道東海北陸自動車道）	富山県南砺市上田外弐拾六ヶ村入会地字山田郷又上から富山県南砺市漆谷字長表まで
名東トンネル（高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線）	愛知県名古屋市名東区香南一丁目から愛知県名古屋市名東区引山二丁目まで
守山トンネル（高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線）	愛知県名古屋市守山区天子田一丁目から愛知県名古屋市守山区元郷一丁目まで
肥後トンネル（高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線）	熊本県八代市坂本町鮎帰ほ字長谷から熊本県球磨郡山江村大字万江字水無まで
加久藤トンネル（高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線）	熊本県人吉市大畑麓町字上小川内から宮崎県えびの市大字東川北字寺園まで
羽田トンネル（都道首都高速１号線）	東京都大田区大森南五丁目から東京都大田区羽田空港一丁目まで
八重洲トンネル（都道首都高速４号線）	東京都中央区八重洲二丁目から東京都千代田区大手町二丁目まで
千代田トンネル（都道首都高速４号線）	東京都千代田区紀尾井町、東京都千代田区永田町一丁目及び東京都千代田区北の丸公園の各地点間
山手トンネル（都道首都高速目黒板橋線）	東京都目黒区青葉台四丁目から東京都豊島区高松一丁目まで
空港北トンネル（都道高速湾岸線）	東京都大田区羽田空港三丁目から東京都大田区京浜島二丁目まで
東京港トンネル（都道高速湾岸線）	東京都品川区八潮二丁目から東京都品川区東八潮まで
多摩川トンネル（都道高速湾岸線、神奈川県道高速湾岸線）	東京都大田区羽田空港三丁目から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで
桜木町トンネル（神奈川県道高速横浜羽田空港線）	神奈川県横浜市中区港町六丁目から神奈川県横浜市中区桜木町一丁目まで
川崎航路トンネル（神奈川県道高速湾岸線）	神奈川県川崎市川崎区東扇島から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで
神戸長田トンネル（神戸市道高速道路２号線）	兵庫県神戸市長田区駒栄町一丁目から兵庫県神戸市長田区蓮池町まで

2　危険物を積載する車両の通行を禁止する当該危険物の表示

別表第１のとおり

3　危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物の表示、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件

別表第２のとおり

4　その他

1　この公示に係る通行の禁止又は制限は、平成22年12月18日から実施する。

2　平成20年６月５日付け独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第７号及び、平成22年２月26日付け同公示第２号は、平成22年12月18日付けをもって廃止する。

別表第１（通行禁止品目）

1　火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表　　示		
項目	品　　名	
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）